



歩行者保護・早めライト点灯推進強化月間

◆実施期間

10月22日(水) ～ 31日(金)

高齢者の交通事故防止推進強化月間

◆実施期間

11月1日(土) ～ 30日(日)

日没が早まる秋以降は、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故の多発が懸念されます。

【歩行者】

1. 道路を横断するときは、いつでも・どこでも安全確認、手や旗などで横断する意思表示をしましょう。
2. 夕方からの外出は「見られて安全」明るい色の服装で、ピカピカ光る夜光反射材を身につけましょう。



【運転者】

1. 横断歩道の手前では、減速して横断者に備え、横断者がいる時は一時停止して歩行者を横断させましょう。
2. 子どもや高齢者を見かけたらその行動に注意し、横断歩道以外の場所でも止まって渡してあげる「思いやり運転」をしましょう。
3. 全ての座席で必ずシートベルト・チャイルドシートを着用しましょう。
4. 夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。
5. 飲酒運転は絶対に、しない、させない、許さない！

全国地域安全運動

◆実施期間

10月11日(土) ～ 20日(月)

◆運動の重点

1. 声かけ・児童虐待等子どもや女性の犯罪被害の防止
2. 振り込め詐欺・利殖勧誘事犯の被害予防
3. 施設の徹底による住宅対象侵入犯罪の防止
4. 地域を見守る青パト活動の拡大・防犯カメラ等防犯設備拡充等による犯罪の防止

高齢者世帯訪問を実施しました

交通事故と詐欺被害にあらう高齢者が増加傾向にあり、交通事故・犯罪被害防止活動として9月30日に蚕桑(東高玉)地内で高齢者世帯訪問実施しました。

訪問は交通安全母の会が主体となり、安全・安心のまちづくりに関係機関団体も積極的に参加しました。



■問い合わせ

町民課くらし環境係

☎85-6131

長井警察署 ☎84-00110

白鷹西駐在所 ☎85-2029

白鷹東駐在所 ☎85-2046

vol.49

くらしの101知識

「個人情報削除してあげる」と持ちかける詐欺が急増！

「生活保護センター」を名乗る人から「あなたの個人情報3か所に漏れている。2社からは取り消せたがA社だけは取り消せず、代理人を立てる必要がある。」という電話があり、ボランティア団体の人が代理人になってくれることになった。すると、A社から連絡があり、自分に割り振られているという番号を教えられた。その後、代理人から「書類に書くために必要」とその番号を聞かれ教えたところ、A社から「第三者(代理人)に番号を教えたのは違法行為であり、社員が逮捕された。保釈金1千万円を払うように。」と求められ、宅配便で現金を送った。

【アドバイス】

公共機関が「個人情報を削除してあげる」などと電話する

■問い合わせ

町民生活相談センター

町民課くらし環境係
☎85-6131

することはありませんので、相手にせずすぐ電話を切ってください。必要に応じて留守番電話機能等を利用し、話を整理するようにしましょう。「宅配便で送って」は詐欺の口口ですので、送らないようにしましょう。

「裁判になる」などと脅す請求はとにかく無視！

契約した覚えがないのに費用を請求するはがきやメールが届いた、という架空請求に関する相談が寄せられています。請求の名目は、有料サイト利用料・出会い系サイト利用料・総合サイト登録料などがあります。

【アドバイス】

「このまま放置すれば法的手続きを取る」などと書かれています。利用した覚えがなければ、お金を支払わずに無視してください。